

# 暮らしの i Information

情報の掲載を希望される場合はご相談ください  
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課広報広聴係へ要連絡

## 納税だより

### 【住宅ローン控除について】

住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）とは、個人が住宅ローンを利用して住宅を取得、リフォームする際に所得税から控除が受けられる制度です。また、住民税からも控除が受けられます（ただし限度額有）。

○初めて住宅ローン控除を受ける方や、勤務先の年末調整で住宅ローン控除を申告していない方は、税務署での確定申告で住宅ローン控除の適用を受ける必要があります

### 【医療費控除について】

医療費控除とは、その年の1月1日から12月31日までの間に申告者本人または申告者と生計を一にする配偶者や親族のために、一定額以上の医療費を支払った場合に、申告により所得控除を受けることができる制度です。

※医療費自体が戻るのではなく、課税のもととなる所得金額が減額されることにより税金が安くなる制度で、「医療費控除の明細書」（国税庁様式）の提出が必要です

○生命保険契約などの入院費給付金や、健康保険で支給される高額療養費・家族療養費など保険金による補てんがある場合には、支払った医療費の金額から差し引くこととなります

○その年に支払った金額のみ対象となります。申告前に医療費控除の明細書を活用し、整理をすると便利です

○医療費控除の特例制度（セルフメディケーション税制）を受ける場合は、従来の医療費控除を受けることはできません。どちらかを選択することとなります

○確定申告書には、マイナンバーの記載および本人確認書類の掲示または写しの添付が必要です

☎税務課住民税係 ☎ 56-8003

## 募集

### 会計年度任用職員募集

ICT支援員 若干名

■応募資格／普通自動車運転免許と  
自家用車を保有する方

■任用期間／任用日〓翌年3月31日  
■業務内容／学校現場での教員および児童生徒の授業支援など、タブレットPCを使用する際のサポート業務（授業の機器操作補助、児童生徒・教員への機器の操作指導、授業前の機器チェックや不具合発生時の対応など）

■勤務時間／平日8時45分〓16時（うち休憩1時間）  
※学校行事により土日勤務有、その場合は振替休日

■勤務場所／町内小中学校  
賃金・待遇／時給897〓1371円、社会保険・雇用保険・通勤手当有

■申込方法／履歴書（写真貼付）とハローワークの紹介状を提出  
☎ 56-8018

旭ヶ丘スキー場リフト係 9名

■応募資格／町内在住の方  
■任用期間／12月中旬〓翌年3月上旬  
■業務内容／リフト運行管理業務など  
■勤務時間／週5日、土日祝日勤務有、通常営業日は7時30分〓16時、ナイター営業日は7時30分〓14時30分または14時〓21時  
■勤務場所／旭ヶ丘スキー場  
賃金・待遇／時給897〓1019円、社会保険有

■申込方法／履歴書とハローワークの紹介状を提出  
☎ 22-2288

■児童支援員 若干名  
■応募資格／児童福祉に関心のある方、保育士または教員免許有資格者・児童関連業務の従事経験者尚可

■任用期間／任用日〓翌年3月31日  
■業務内容／遊びを通じた生活指導  
■勤務時間／平日は10時〓18時または13時〓18時、土曜・長期休暇間は8時〓18時の間でシフト制  
■勤務場所／放課後児童クラブおよび北児童館  
賃金・待遇／月額11〓15万円程度  
期末手当・社会保険・雇用保険・通勤手当有  
※「俱知安町保育人材確保一時金」

の対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください

■申込方法／履歴書と免許証の写し、ハローワークの紹介状を提出  
※長期休暇期間や支援員の休暇時に補助員として働ける方を募集しています。空いた時間に仕事をした方はご相談ください

☎ 55-6116  
☎ 55-6116

### 道営住宅入居者募集

■抽選日時／12月20日(月)10時〓  
■抽選会場／文化福祉センター  
■抽選会場／文化福祉センター  
一般世帯向け  
・えぞ富士団地（南4東6）  
3LDK 2階 駐車場有料  
■申込場所、期間／文化福祉センター、12月16日(木)〓18日(土)9時〓

18時〓18日(土)は17時まで  
■入居予定日／令和4年2月上旬  
※申込や入居に関しては問合せ  
☎ 0134-34-1373

### 自衛官募集

自衛官候補生（第6回）

■受験資格／採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者  
■受付期間／令和4年1月1日(土)〓1月21日(金)

■試験期日／男子・女子 令和4年1月28日(金)・29日(土)

■受験資格／令和4年4月現在で15歳以上17歳未満の男子  
■受付期間／11月1日(月)〓令和4年1月14日(金)

■一次試験期日／令和4年1月22日(土)・23日(日)（いずれか1日）  
※状況により変更の可能性あり  
☎ 090-8903-3403

## 周知

### 新年交礼会

■日時／令和4年1月6日(木)10時〓11時  
■場所／ホテル第一会館  
■会券代／無料（飲食物の提供なし）

■申込方法／総務課総務係に連絡。もしくは次の二次元コードから申込可（12月10日(金)必着）

※新型コロナウイルス感染症の状況によつては中止の場合有  
☎ 56-8000

### 年末年始のお知らせ

役場の閉庁日について

■閉庁日／12月31日(金)〓令和4年1月5日(木)  
■ごみの搬入について  
【清掃センター・資源リサイクルセンター】  
■休業日／12月31日(金)15時〓令和4年1月3日(月)  
【エコガレッジ】  
■休業日／12月31日(金)〓令和4年1月4日(木)

■ごみの収集について  
■休業日／令和4年1月1日(土)〓3日(月)

■社会教育施設の休業について  
【公民館（図書室除く）】  
■休業日／12月31日(金)〓令和4年1月5日(木)

■【公民館図書室】  
■休業日／12月27日(月)〓令和4年1月5日(木)  
■【絵本館・世代交流センター】  
■休業日／12月28日(火)〓令和4年1月5日(木)

■【総合体育館】  
■休業日／12月30日(木)〓令和4年1月5日(木)  
■【旭ヶ丘スキー場】

### 成人記念式典「はたちのごんご」

■日時／令和4年1月9日(日)14時〓（受付13時）  
■場所／文化福祉センター  
■対象者／平成13年4月2日〓平成14年4月1日までに生まれた方  
■その他／

①対象者には12月上旬に案内を発送  
②現在、就学・就職などで俱知安町に住民票がない場合でも出席できますので、希望者は左記までご連絡ください

☎ 22-4151

### 小中学生書初め大会

■コロナ対策の観点から、今回は公民館へ提出した作品を展示する形式で実施します。  
■作品受け取り期間／令和4年1月6日(木)〓7日(金)  
■作品受け取り場所／公民館事務室  
■お題／小学1・2年生『ぎずな』  
小学3・4年生『思いやり』  
小学5・6年生『輝く生命』  
中学生『交流の幸せ』

■主催／俱知安町青少年育成会  
※案内文書は各学校を通じて配布  
☎ 公民館 ☎ 22-4151

### 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

令和3年12月10日〓12月16日  
本年9月1日現在、日本政府が認定している北朝鮮による日本人拉致被害者は17名（うち道内関係者1名）、拉致の可能性を排除できない行方不明者は873名（うち道内関係者85名）と、今も多くの人が帰国できずにいます。

政府の取り組みを後押しするため、道民一人一人の声を結集し、拉致被害者の一日も早い救出を実現させましょう。

☎ 俱知安警察署 ☎ 22-0110

### 南児童館からのお知らせ

より一層楽しめる場所に  
12月の南児童館では0歳から3歳の小さなお子様がさらに楽しめるよう館内の一部を大型リニューアル。新しいおもちゃもたくさん登場予定。さらにフォトブースには大きなクリスマスツリーが登場。一緒に写真を撮ろう。  
イベント詳細、利用時間などは町のHPをご確認ください。

☎ 南児童館 ☎ 22-0419



### 「国の教育ローン」のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。子ども1人につき

350万円以内を、固定金利(年1.66%)で利用でき、在学期間内は利息のみの返済とすることができま

す。詳しくは「国の教育ローン」で検索するか、左記のコールセンターへ問合せください。

●教育ローンコールセンター  
☎0570-008656  
☎03-5321-8656

### 郊外地域デマンドバス「じゃがたく」冬季実証運行実施

俱知安町地域公共交通活性化協議会では、郊外地域でも特に「日常的な公共交通の利用が難しい地区」や「高齢化率が著しい地区」の住民を対象に、通院や買い物など日常生活の足として、予約運行型の郊外地域デマンドバスの2回目の実証運行を実施します。

※利用登録と事前予約が必要(前回の実証運行で利用登録済みで、すでに利用者カードをお持ちの場合には登録不要で予約可)

■運行期間/運行中(12月23日)

■実証運行地域/次の地域の住民が対象です。(出雲・高見・末広・大和・扶桑・琴平・瑞穂・峠下・寒別・八幡・巽・豊岡・富士見・旭・花園)

※琴平地区は国道5号線より北東側の地区のみ対象

■利用料金/1乗車につき100円(中学生以下は無料)

※小・中学校のスクールバスとしての利用はできませんが、帰宅後などでは利用できます

### 消防署からのお知らせ

火の用心でよい年末を

今年も残すところわずかととなり、寒い日が続いています。年末年始は、火気の使用が増えるとともに慌ただしくなり、火の取り扱いに対する警戒心が低下する恐れがあります。次のことに注意し、各家庭での防火対策をお願いします。

- ・料理中は火のそばから離れない。コンロの周りに燃えやすい物を置かない
- ・ストーブの上に洗濯物を干さない。周りに燃えやすい物を置かない
- ・住宅用火災警報器の作動確認をする
- ・コンセント周りの清掃を行い、電気火災を防ぐ

火気の使用には十分に注意し、火災のない年末年始を過ごしましょう。火の用心をお願いします。

	令和3年	令和2年
火災	4件	6件
救急	584件	644件
救助	45件	32件
その他	94件	70件

■俱知安町地域公共交通活性化協議会(事務局:総合政策課交通政策係) ☎56-8001

### アイヌの人々に対する相談窓口

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など、何でもご相談ください。相談無料、匿名可、秘密は厳守します。

相談専用電話「アイヌの方々のための専用フリーダイヤル」 ☎0120-771-208

■受付/月々金 9時~17時(祝日・12月29日~1月3日を除く)

■公益財団法人人権教育啓発推進センター ☎03-5777-1802

### ネットで蔵書検索ができます

図書室・絵本館の蔵書検索がネットでも可能です。自分が探している本があるかどうかを自宅から確認できます。

町HPの「町のプロフィール」から「図書検索」を選択し、「公民館図書室」または「絵本館」をクリックしてご利用ください。

■図書室 ☎22-4151  
■絵本館 ☎22-0055

### 12月4日から12月10日は「人権週間」です

法務省では、12月4日から12月10日を「人権週間」と定め、その期間中、各関係機関および団体と協力して、全国的に人権啓発活動を展開し、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

### まちの事件簿—地域安全ニュース

10月の主な事件

10月中、俱知安町では犯罪の発生はありませんでした。

### 10月の主な交通事故

▽5日、道道において、単独の路外逸脱事故が発生しました。  
▽6日、駐車場内において、無人駐車中に対する事故がありました。  
▽24日、国道において、縁石と衝突する事故が発生しました。

	令和3年	令和2年
人身	20件	20件
物損	366件	411件
死者	2名	0名

## 消費者コーナー 俱知安消費者協会

### 最近の暮らしについて

例年より縮小して開催した消費生活展。ご来場の皆さまにはお礼を申し上げます。その中で「最近の暮らしについて」のアンケートを実施しました。

1. コロナ禍で生活が変わりましたか  
はい 70% いいえ 30%
2. 家計について(複数回答)  
苦しい 11人 少し苦しい 23人  
変わらない 71人 楽になった 0人
3. 石油製品(ガソリン・灯油)の値上がり家計にひびく 60人 節約する 50人  
仕方ない 28人 (複数回答)
4. 生活で困っていること  
値上げが困る、出かけられない、子や孫に会いたい、除雪の悩み、体調の悩みなど

■消費生活相談室(公民館1階団体室)  
■月・水・金曜日10時~15時 ☎23-1522

### 歳末物資配分のご案内

社会福祉協議会では、歳末を安心して過ごせるよう、毎年恒例の歳末物資配分を行います。

なお、歳末物資の受付も随時行っていますので、協力をお願いします。(不用品処理を目的とした寄贈、配分物資の転売はご遠慮ください)

■対象者/町内在住で生活に困窮している方(生活保護を受給している方を含む)

■日時/12月17日(金)10時~  
■場所/保健福祉会館  
■俱知安町社会福祉協議会  
☎22-4150

女性の人身ネットワーク ☎0570-070-810  
女性の人身ネットワークは、セクハラやDVなどの女性の人身に関する相談窓口です。  
●受付時間 平日午前9時30分~午後5時15分(全額共済)  
●一部の伊予電話等からは無料利用できない場合があります。

みんなの人身 ☎0570-003-110  
この電話はかけつけた場所の最寄りの法務局・地方検察庁につなぐサービスです。  
●受付時間 平日午前9時30分~午後5時15分(全額共済)  
●一部の伊予電話等からは無料利用できない場合があります。

子育ての悩み、高齢者などに関する相談はこちら  
子どもの人身 ☎0120-007-110  
子どもの人身に関する専用相談窓口です。  
いじめや虐待など子どもの人身に関する相談はこちらへどうぞ。  
●受付時間 平日午前9時30分~午後5時15分(全額共済・通話料無料)

インターネットでも相談いただけます  
☎ パソコン・スマホ・携帯電話共通  
☎ SOSメール  
https://www.jinken.go.jp/

## 法律の公布と施行

法律は国会で成立した後、広く国民に知らせる公布という手続がとられ、その法律で定められた施行日から施行されます。公布日と施行日については、「この法律は、公布の日から施行する」として即日施行されることも多くありますが、実は何をもって「公布」とするかを明確に定めた法律がないことから、公布と施行の関係が問題となった事件がありました。

昭和29年、ある犯罪を重く処罰する法律の改正が行われ、同年6月12日に公布・即日施行されることになっていました。6月12日の9時頃、広島市内で法改正によって重くなる罪を犯した人がいましたが、改正前と後のどちらの法律が適用されるのでしょうか。この事件で弁護士は、公布とは国民がその法律の内容を知りうる状態に置かれた時にあったというべきであり、法律の公布を記載した官報が広島市で一般に購入できたのは翌13日であるから、改正前の法律が適用されるべきと主張しました。これに対して最高裁は、東京の官報販売所において閲覧・購入ができた時刻である12日の8時30分に法律の公布があったと判断しました。それまでも法律の公布は官報によるのが慣習として行われていましたが、最高裁はこれを踏襲した上、日本国内の最も早い場所を基準として公布の時期を判断しました。

現在はインターネットが発達し、官報によらなくても法律の改正を知ることができますが、アクセス障害なども起こりうるため、当面は最高裁の判断が維持されると思われます。



ようてい法律事務所  
弁護士 渡邊 恵介  
☎ 21-6228

人口	14,769人(前月比 -54)
男子	7,543人(前月比 -21)
女子	7,226人(前月比 -33)
世帯数	7,948世帯(前月比 -55)
うち外国籍住民	655人(前月比 -39)